

文教警察委員会会議記録

文教警察委員長 元吉 俊博

1 日 時

平成29年9月20日（水） 午後0時56分から
午後3時50分まで

2 場 所

第2委員会室

3 出席した委員の氏名

元吉俊博、吉富英三郎、森誠一、駕海豊、阿部英仁、藤田正道、馬場林

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

木付親次、堤栄三

6 出席した執行部関係者の職・氏名

教育長 工藤利明、警察本部長 松坂規生 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第80号議案のうち本委員会関係部分及び第86号議案から第88号議案までについては可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 大分県迷惑行為防止条例の改正案に関する県民意見募集について、平成29年7月九州北部豪雨に伴う警察措置について及び平成29年台風第18号に関する被害状況についてなど、執行部から報告を受けた。
- (3) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることにした。
- (4) 県外所管事務調査の日程について協議した。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班 主任 木付浩介
政策調査課調査広報班 主査 後藤仁美

文教警察委員会次第

日時：平成29年9月20日（水）13：00～

場所：第2委員会室

1 開 会

2 警察本部関係

13：00～14：40

(1) 付託案件の審査

第 87号議案 工事請負契約の締結について

第 88号議案 警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部改正について

(2) 諸般の報告

①大分県長期総合計画の実施状況について

②公社等外郭団体の経営状況等の報告について

③大分県迷惑行為防止条例の改正案に関する県民意見募集について

④平成29年7月九州北部豪雨に伴う警察措置について

(3) その他

3 教育委員会関係

14：50～16：50

(1) 付託案件の審査

第 80号議案 平成29年度大分県一般会計補正予算（第4号）
（本委員会関係部分）

第 86号議案 工事請負契約の締結について

(2) 諸般の報告

①平成29年台風第18号に関する被害状況について

②大分県長期総合計画の実施状況について

③教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

④公社等外郭団体の経営状況等の報告について

⑤平成29年度全国学力・学習状況調査の結果（速報）について

⑥求償権行使に係る住民訴訟に関する最高裁判決について

(3) その他

4 協議事項

16：50～17：00

(1) 閉会中の継続調査について

(2) 県外所管事務調査について

(3) その他

5 閉 会

会議の概要及び結果

元吉委員長 ただ今から文教警察委員会を開催します。

それでは、付託案件の審査を行う前に、警察本部長から発言の申出がありますのでこれを許します。

松坂警察本部長 元吉委員長を始め、委員の皆様方におかれましては、平素から警察業務の各般にわたり、深い御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

県下の治安情勢につきましては、本年8月末現在で、刑法犯認知件数が昨年を下回るペースで推移しており、検挙の面でも昨年同様に高い検挙率を維持しているところでございます。

一方で、特殊詐欺の被害件数や交通事故死者数は、昨年同時期を大きく上回るなど、県下の治安情勢は依然として厳しい状況にあると言えます。また、台風第18号に伴い、行方不明となっている豊後大野市の男性につきましては、現在も警察及び関係機関において捜索活動を行っているところでございます。

県警察といたしましては、今後も県民の安全と安心を守るため、各種取組を着実に推進してまいり所存でございます。

その一方、既に御案内のことと存じますが、中津警察署の警察官が豊後高田市内の知人宅で窃盗事件を起こしたことについて報道がなされております。現在、同事案については、捜査・調査を徹底して行っているところであり、捜査・調査の結果を踏まえ、厳正に対応してまいり所存でございます。昨年来の不祥事案の発生を受け、県警を挙げて再発防止に取り組んでいる最中の今回の事案は誠に申し訳なく、今回、事案の原因、背景を踏まえた対策を検討、実施し、県民の皆様からの信頼の回復に引き続き努めてまいります。

委員の皆様方には、今後も引き続き県警察に対し御指導を賜りますようよろしくお願い

申し上げます。

元吉委員長 本日は、委員外議員として堤議員に出席いただいております。

委員外議員の方が発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう、要点を簡潔に御発言願います。

今、本部長から御説明いただきましたが、この件について、質疑、御意見はありませんか。

堤委員外議員 今の本部長からの中津署の問題について、昨年9月の議会でも決議がされましたよね。それ以降も不祥事がもう枚挙にいとまがないと言っていいほどの状況なわけです。そういうことで、そのたびに県警したら綱紀粛正、教育の徹底と言われている。しかし、それが実際そういう末端の警察官まで、そこまで本当に徹底されているかというのはどうなんですか。これだけの不祥事が起きるといふことについては。

松坂警察本部長 大変厳しい御指摘を頂きました。私どもとしては、昨年来の不祥事案の発生を受け、警務部長以下が各警察署を回って直接各警察官に話しかけ、あるいはそれぞれの警察署においては、署長を始め各級幹部が部下職員に対していろんな場面で指導教養を行っているところでございます。

しかしながら、ただ今御指摘がございましたとおり、こういった不祥事案が引き続いていくということに対しては、まだまだ我々の努力が足りないのかもしれないかもしれません。我々として精一杯、第一線の全ての警察職員に対し、警察職員としての本旨を全うして、県民の安全と安心を守る、こういう活動に真摯に取り組み、県民からの信頼の回復をしっかりと図るよう引き続きまた徹底をしてまいりたいと思っております。

度重なる不祥事、大変申し訳なく思ってお

ります。

堤委員外議員 決議も上げていますから、更に県議会としての全会一致の決議ですから、そういう重みを考えてこれから職務に当たっていただきたいと思います。よろしく願いします。

阿部委員 委員会から発言がないということは、委員外議員の後先になりますのでね。皆さん方、各警察署は本当に一生懸命、特に刑法犯については減少傾向にあるということを言われていますし、それだけ頑張っているわけで、交通関係についても大変いい数字をどんどん出していただいているわけですから、それぞれにこういうことを2度と起こさないように、また皆さん方が規律を守りながら、また緊張感を持ってやっていただくように、当委員会からもお願いを申し上げたいと思います。どうぞよろしく願いします。

元吉委員長 松坂本部長になってから、実際、警察の活動と言いますか、成績面は全体的には非常にいいと私どもも評価しておりますけれども、何せ組織が大きいので、先ほど言われたように、やっぱり各部課長が本当に巡查1人まできちんとそこら辺を徹底させていくということ、日々やれというような命令を出していただいて、各署を含めて、本当に毎日のように綱紀肅正に取り組むという姿勢で、是非今後ないように臨んでいただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 ほかにないようですので、続いて付託案件の審査を行います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案4件であります。

この際、案件全部を一括議題とし、これより警察本部関係の審査を行います。

初めに、第87号議案工事請負契約の締結について、執行部の説明を求めます。

加門警務部長 第87号議案工事請負契約の締結について、御説明いたします。

議案書の37ページをお開きください。

これは、鑑識科学センター新築工事に係る工事請負契約を締結するため、議会の議決をお願いするものでございます。

工事の概要は、大分市高江西の大分インテリジェントタウンの一角にございます県有地を活用し、ここに鉄筋コンクリート造り4階建ての本館棟及び鉄骨造り平屋建ての車庫棟、合わせて延べ床面積2,984.26平方メートルの庁舎の新築工事と敷地内の外構工事を行うものでございます。

契約金額は7億6,276万3,392円、工期は、契約締結の日の翌日から平成30年10月31日までといたしまして、一般競争入札により落札しました梅林・朝来野建設工事共同企業体との工事請負契約を締結したいと考えております。

新庁舎での業務開始は、鑑定機材や庁用備品等の搬入を行った後、平成30年11月末頃を予定しております。

なお、文教警察委員会説明資料の1ページに庁舎の完成予想図を掲載しております。御覧いただければと思います。

よろしく願いいたします。

元吉委員長 以上で説明は終わりましたが、質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 別にないようですが、あと電気、給排水、空調、全部入れてどのくらいになるんですか。

田原会計課長 全ての工事を入れまして、12億4千万円程度の金額になります。

元吉委員長 はい。ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 ほかにないようですので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

元吉委員長 異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第88号議案警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部改正について、執行部

の説明を求めます。

加門警務部長 議案書38ページをお開きください。

第88号議案の警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部改正について、御説明いたします。お手元の文教警察委員会説明資料で説明させていただきます。資料の2ページをお開きください。

県下15警察署の管轄区域につきましては、警察署の名称、位置及び管轄区域条例の別表中に、警察署ごとに管轄する市町村名を、大分市内の大分中央、大分東、大分南警察署の3署については関係する大字名等も含めて規定しております。

今回、大分市内の2か所の区域が新しい町名に変更されることに伴い、条例を改正させていただくものです。

変更地域について御説明いたします。

資料の3ページ、管轄区域の変更地域についてを御覧ください。

1か所目は、大分市大字寒田、大字宮崎の各区域の一部であり、この場所は大分南警察署敷戸交番管内になります。

2か所目は、大分市大字下判田、大字中判田、大字上判田の各区域の一部であり、この場所は大分南警察署大南幹部交番管内になります。

詳細な場所について御説明いたします。

資料の4ページをお開きください。大分南警察署敷戸交番管内の管轄区域の改正についてを御覧ください。上段の変更前のおり、現在、大分市大字寒田、大字宮崎とされている各区域の一部が、下段の変更後のおり、平成29年11月3日付けで寒田わかば台へと変更されるものです。

続いて、資料の5ページ、大分南警察署大南幹部交番管内の管轄区域の改正についてを御覧ください。上段の変更前のおり、現在、大分市大字下判田、大字中判田、大字上判田とされている各区域の一部が、下段の変更後のおり、平成30年1月6日付けで判田台東1丁目から2丁目、判田台北1丁目から4

丁目、判田台南1丁目から4丁目へと変更されるものです。

これらの変更に伴い、新たな町名を条例別表にそれぞれ追加するものです。

改正条例の施行時期につきましては、それぞれの町名変更実施日に合わせ、大分南警察署敷戸交番管内の部分は本年11月3日、大分南警察署大南幹部交番の部分は平成30年1月6日といたします。

元吉委員長 説明は終わりましたが、質疑等はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 なければこれより採決いたします。

本案は、原案のおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

元吉委員長 御異議がないので、本案は原案のおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

加門警務部長 お手元の資料、大分県長期総合計画の実施状況について（別冊）を御覧ください。

これは、大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に基づき、毎年、報告しているものでございます。安心・活力・発展プラン2015について、別冊で報告いたします。

なお、まち・ひと・しごと大分県総合戦略基本目標・施策KPI達成状況についても、参考まで、別紙でお配りしております。

それでは、別冊の1ページをお開きください。指標による評価や指標以外の観点からの評価、施策に対する意見・提言により、59施策の総合評価の結果を記載しております。

施策の進捗状況について、左下に記載のA、B、C、Dの4段階での評価としていますが、施策の進捗が「順調に進んでいる」A評価及び「概ね順調に進んでいる」B評価は58施策、全体の98.3%となっています。「や

や遅れている」C評価は1施策となっております。

次に2ページをお開きください。目標指標の達成状況についてですが、表の一番上にありますように、「達成」から「著しく不十分」までの4段階の区分としております。

89指標のうち、「達成」及び「概ね達成」は、表の3行目にありますように84指標、全体の94.4%となっております。また、「達成不十分」は3指標、「著しく不十分」は2指標となっております。

なお、参考資料として、192ページ以降には、政策・施策ごとの平成28年度の目標値に対する達成度及び最終年度、平成36年度の目標値に対する達成度を一目で分かるようにレーダーチャート方式で示していますので、後ほど御覧いただければと思います。

お手数ですが、3ページにお戻りください。

警察本部に関する施策は、政策欄5の安全・安心を実感できる暮らしの確立のうち、1番目の施策、犯罪に強い地域社会の確立及び2番目の施策であります人に優しい安全で安心な交通社会の実現となっております。

以上の二つが、警察本部に関する施策であり、目標の達成に向けて取組を進めているところですが、それぞれの施策において設定している指標に基づいて、御説明いたします。

では、資料の40ページをお開きください。最初に、犯罪に強い地域社会の確立についてです。

この施策の指標は、中ほどに記載してあります刑法犯認知件数と特殊詐欺被害件数となっております。

最初に、成果の上がった指標、刑法犯認知件数についてですが、平成28年の目標である5,060件以下に対しまして、実績は4,054件、前年比マイナス789件、マイナス16.3%で、達成度は119.9%となっております。これは、現行の統計基準とした昭和27年以降、過去最少の認知件数であり、13年連続の減少となっております。

この要因といたしましては、地域の犯罪発

生状況等を的確に分析し、予防と検挙の両面から早期に対策を講じていることや、犯罪抑止効果の高い防犯カメラの普及、DNA鑑定などの科学捜査力の向上によって早期に事件検挙が図られていること、また、自主防犯パトロール隊を始めとする地域住民や関係機関と協働した活動により、県民の防犯意識が向上していることなどが挙げられると考えております。

刑法犯認知件数は、現時点も、減少傾向を維持しておりますが、県内では、殺人未遂や強盗といった凶悪事件も複数発生しているほか、ストーカー・DV、子ども・女性を対象とした声掛け事案等も、依然、高水準で発生しており、引き続き予防と検挙の両面から迅速・的確な対応に努めるとともに、関係機関やボランティアと連携した諸対策を推進してまいります。

次に、二つ目の指標の特殊詐欺被害件数についてであります。

目標の161件以下に対しまして、実績は219件で、達成度は64.0%、評価は「著しく不十分」で、施策、犯罪に強い地域社会の確立についての総合評価もB評価となっております。

目標値の設定につきましては、プラン策定の基準となった平成26年の被害件数186件からの半減、90件以下を最終年度の目標に掲げ、10年間での目標達成を目指しております。

平成28年の特殊詐欺被害は219件、約2億8千万円、前年比マイナス7件、マイナス約1億5,500万円で、特に高齢者の被害は大幅に減少したものの、有料サイト利用料請求名目などの架空請求詐欺で、若い世代の被害が増加し、全体の被害件数は微減にとどまっております。

引き続き、地域住民や関係機関・団体と連携を図りながら、高齢者の被害防止対策を強力に推進するとともに、加えて架空請求詐欺で被害を受けている若い世代に対しましても、積極的な広報啓発活動を通じ、被害防止を図

ってまいります。

次に、42ページをお開きください。人に優しい安全で安心な交通社会の実現についてです。

この施策の指標は、交通事故死者数と交通事故負傷者数となっています。平成28年の死者数は42人で、前年よりマイナス4人、負傷者数は5,862人で前年よりマイナス572人と、いずれも減少して目標を達成しており、施策の総合評価もA評価となっております。

本年は、前年同期に比べて負傷者数は減少していますが、死者数は増加しております。例年、年末にかけて事故が多発する傾向にありますので、今後も引き続き、高齢者の交通事故防止対策に力を入れていくほか、県民の交通安全意識の高揚を図るため、関係機関・団体と連携した広報啓発活動や積極的な情報発信活動など、効果的な交通事故抑止対策を推進してまいります。

元吉委員長 説明は終わりましたが、質疑、御意見等はありませんか。

馬場委員 特殊詐欺の被害件数が増えているというところなんですけど、新しい特殊詐欺みたいな形で、前にはなかったんですけども、最近出てきているというような、例えば、私の家にもあったんですけども、何か不要なものはありませんか、見せてくださいとかいうような、詐欺にはならないかも分かりませんが、それで見せたら、例えば、金とかネックレスとか、そういうものがあつたら買うということで多分来るんだと思うんですけど、そういう新しい被害は何か出てきているのはあるんですか。

江熊生活安全部長 新しいと言いますか、大分県ではまだありませんけど、先日、警察官がだまされたふり作戦をやっているということが結構皆さんにもう知られておりますので、そのだまされたふり作戦というのを利用して現金を渡して、そして被害に遭うとか、相手方も今までのパターン以外のものも入れてくるということは十分考えられます。最近特に

こういうのが出てきたというのはありませんが、先ほども説明がありましたように、最近では架空請求詐欺が増えているというのは確かでございます。

阿部委員 関連して、たわいもないことだとは思いますが、今高齢者家庭に警察が電話の録音装置を付けていますよね。多分これは私の実家にも付いているんですけど、まあ結構なことだと思うんですよね、録音しますよと。

ただ、多分そういう録音しますよといったら、そういう詐欺のいろんなことでもすぐばつと切っちゃう、そういう録音されて足がつかないようにね。それは、詐欺で掛けた人じゃない人も切ってしまうんですよね、今まで。

これを録音しますよというのは、もう少し、私も付けておる場面を見て初めて知ったんですよ。この委員会に所属しても、そういう説明も一つもなされていないし——私は聞いたことないですけども、ほかの人は聞いたことがあるか分かりませんが、こういうような努力をされているというのであれば、この成果がどう上がっているのか、そういう報告もあっていいんじゃないかなという思いはするんですが、決して成果が上がっていないことはないと思うんですよ。

ただ、どれだけのどうだというのが分からないので、今までのそれを付けてこれだけ減ったとか、電話を切ったから、そのカウントで多分そういうのも含まれるんでしょうけど、一般の人もびっくりしますよね。録音していますとか言われると、思わず切っちゃいますよね。だんだんそれが慣れてくると、もうわずかな時間ですから、それが終われば普通の話をするんですが、また、その録音が自然に消去されるというのが一般の人は分かりにくいんですよ。何か、自分のしゃべったことがいつまでも残って嫌だなとか、そういうところもあるんだとは思いますが、そういう説明をよくPRをして、そして、そういう設備で防止を図っておるんなら、もう少し広くやるべきじゃないかなと思いますけど、その機械についてはどうですか。

江熊生活安全部長 今、委員がおっしゃいました機械につきましては、警察で3か年、毎年500台の1,500台を高齢の必要とされる方に貸し出しております。また、全てに行き渡るわけではございませんので、巡回連絡などで行った際には、こういう機械がありますよという説明をして、もし承諾を得られれば、その息子さんとか娘さんとかに対して、こういう機械を購入されてみてはどうですかという働きかけをしまして、そして自費で購入してもらっていると、そういうことをやっている事業なんではあります、この3か年計画は今年で終わります。それで、今ありましたように、この機械の説明が足りないと感じになるということでもありますので、もう少しこのような電話は、このような機能であるということについて、その点の宣伝について少しこちらでまた考えていきたいと思っています。

阿部委員 悪いと言っているんじゃないんですよ、そういうことを含めても努力をされている姿は見えるので、しかし、そういう事柄で少なくなれば、それに越したことはない、ただ、今説明にありましたように、私のお袋の家、私が世帯主なんだけど、私は全然知らなかったというような経緯なので、それがどうのこうの言っているわけじゃないんですが、そういう経緯もありますので、今の説明とはちょっと、まだそこまでは至っていないなという状況ですから、是非そういうことをしながらも防止に努められるのであれば、その成果をもってして是非やっていただきたいなと思います。

できるだけ多くの人にそれを知ってもらえば、掛けた人もびっくりしないんですけど、急に掛けた人がそう言われるとびっくりして切っちゃったということはよく聞きますのでね。

藤田委員 特殊詐欺で若い方のネットによる被害が増えているということなんですけれども、前年度、今年度の件数というのはどれぐらいになっているのかということと、そのた

めの対策としてどのような策を講じているのかという2点をお願いいたします。

それと、交通安全の関係で、飲酒運転の検挙率がまた増加傾向にあるという、これは全国傾向ということでマスコミ報道がされていたようなんですけれども、この県内の状況はどうかということも併せてお願いいたします。

江熊生活安全部長 ただ今の年齢の関係でございしますが、20代とか30代とかいろいろございしますので、若い人というくくりが難しく、高齢者以外のという観点から見ますと、平成26年は高齢者の65歳以上の被害が58.6%、平成27年が54.9%、これは高齢者です。そして昨年が初めて5割を切り45.7%。現在、8月末ですが、8月末でいきますと、今、高齢者の方が38.8%です、若い方が被害に遭うというのがやはり最近では増えているということでございます。

対策についてですが、高齢者はもちろん多いので、先ほど委員がおっしゃいました電話のこととか、いろんな対策を今までどおりやっておるんですが、若い人たちに対しては、特に今度の10月からインパクトの強いキャンペーンをして、それを動画に結びつけて、特に架空請求詐欺が多うございますので、架空請求詐欺のいろんな種類のことを知らせていくと。こういうような被害に遭わないために、これを注視させるためのもの、それから、架空請求詐欺ではよくコンビニなどで電子マネーとかで振り込むことが多うございますので、そういうのを防ぐために、コンビニなどに対して、その電子マネーを買うお客さんに対して注意喚起をするための説明用のボードを作って渡したりとか、そういうことを現在やっているところでございます。

渡邊交通部長 飲酒運転の検挙の状況ですけれども、平成28年が酒酔い運転が1件、そして酒気帯び運転が264件で、計265件。今年7月末で、酒酔い運転が2件、そして酒気帯び運転が126件で、合計128件ということになっています。

過去3年間を見ても、26年が224件、27年が204件、そして28年は先ほど申し上げましたように265件ということで、若干増えているような状況であります。

藤田委員 詐欺は先ほど聞いたら、もう4割以下に高齢者の被害が減っているということは、一つ対策を採るとまた新たな被害状況が出るというイタチごっこだと思いますけれども、また引き続き是非努力をお願いいたします。

飲酒運転はやっぱり増えてきているんですね。我々も気をつけますけれども、何かまた新たに運転手やドライバーの方々に意識づけるような、これまでと同じ啓発がもしかしたら慣れてきてしまっているかもしれないので、新たな方策も是非御検討いただきたいと思えます。

元吉委員長 ほかの刑法犯とかは非常に成績がいいんですけども、この特殊詐欺だけはいろんな手でどんどん来ているということで、非常に検挙もしにくいという状況にあるかと思うんです。例えば、未然防止をするという意味で、専用コールとかいうのはないわけですか。例えば、住民からの相談が専用の電話に入るとかいうのはやっていないんですか。なければいいんですけど。

佐藤生活安全企画課長 特殊詐欺の専用コールは設けておりませんが、「#110」ということで、相談の電話を警察で備えております。どこからでも「#110」で相談ができます。そういうので、相談があれば全部対応できるシステムは設けております。

元吉委員長 何でそういうことを言うかというと、架空請求された当事者とかは、やっぱり分からないということと、不安がいっぱいあって、なかなかそれを電話先で突っ張るだけの自信もないというような状況でついつい振り込んでしまうということが多いと思うんですよ。オレオレ詐欺みたいなのもそうでしょうし、例えば、ヤミ金融だったりとかアダルトの請求だったりとか、そうした場合に、相談できればちょっと電話して聞きたいとい

うのが本音だと思うんです。特にそういった架空請求だとかについての分かりやすいネーミングで相談コールを各署に設けるべきではないかなと。

というのが、私も実はヤミ金の件で中津署に相談に行きまして、掛かってきた携帯電話は何種類もありますので、全部警察から電話してもらって、それでもうびたっと止まりました。そういう事例が当然ありますし、私なんかは聞かれたときには、弁護士の誰々に電話してくださいと、名前を实名で「この人の名前いいよ」と言いました。そうするとびたっと止まりました。だから、一般の人というのはやっぱり不安もあるし、何か自分がそういうことに関わったという記憶もあって、なかなか人に言えない。ついつい振り込んでしまうということが実際多いんじゃないかと思うんですよ。

だから、是非そういったときに気軽に相談できる窓口、コールを各署に設ける、それをまた学校とか地域に周知させるというのは非常に有効な手立てではないかなと思うんです。多少の費用は掛かりますけど、是非検討していただきたいと思えます。

ほかにございませつか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 ほかに御質疑等もないので、次の報告をお願いします。

小林組織犯罪対策課長 警察本部が所管いたします公社等外郭団体のうち、組織犯罪対策課が所管する公益財団法人暴力追放大分県民会議の経営状況について報告いたします。

文教警察委員会説明資料の6ページをお開きください。

経営状況の説明に入る前に、暴力追放大分県民会議の概要について簡単に御説明いたします。

当団体は、暴力のない明るく住みよい大分県の実現に寄与することを目的に、平成3年8月に公益法人として設立され、平成4年5月に暴力団対策法に基づき、県公安委員会から暴力追放運動推進センターとして指定を受

け、暴力団排除活動における県の中核として活動しています。

それでは、当団体の経営状況について、御説明いたします。

まず、当団体の存立基盤について御説明します。項目2を御覧ください。

当団体の主たる財源は、基本財産の運用収益及び賛助金等からなっております。

基本財産の6億950万円は県から4億6,500万円、市町村や企業などから1億4,450万円の出資を受けたものです。

次に、事業内容について御説明します。項目3を御覧ください。

当団体は、暴力根絶のための啓発及び広報活動や暴力団員による不当な行為に関する相談業務などを行っております。

次に、平成28年度決算状況について御説明します。項目4を御覧ください。

財務状況につきましては、当期正味財産増減額は約216万3千円増加しており、正味財産期末残高は約6億2,483万7千円となっております。

当期正味財産増減額が増加している理由につきましては、基本財産の運用収益が増加したことや、寄附金の交付を受けたことによるものです。

資産関係につきましては、資産総額約6億3,032万2千円であり、負債総額約548万5千円で、正味財産は約6億2,483万7千円となります。

負債の主なものは、職員の退職金の積立てであり、借入金もなく経営状況は安定しております。

次に、問題点・懸案事項及びその対策について御説明します。項目5、6を御覧ください。

懸案事項ではありますが、経営状況はここ数年安定しているものの、公益事業を効率的に推進するためには、賛助会員の拡大など県民の協力を得る必要があります。

しかしながら、依然厳しい経済情勢が続く中、賛助会員の獲得が困難化の傾向にあります。

す。

大分県警察といたしましては、責任者講習や不当要求調査活動、暴排協議会などといった当団体のあらゆる活動を通じて、広く県民に広報するなどして活動状況に理解を求め、新規賛助会員の開拓に努めるよう指導・監督するとともに、より緊密な連携を図りながら暴力団排除活動を推進してまいります。

横山交通企画課長 続きまして、交通企画課が所管する公益財団法人大分県交通安全協会の経営状況等について御報告いたします。

文教警察委員会説明資料の7ページを御覧ください。

項目2のとおり、当団体への県からの出資金はありませんが、県の事務と密接な関係を有する事業を多く行っていることなどから、特に指導・監督する必要がある団体になっていきます。

項目3の事業内容ですが、交通安全思想普及のための広報啓発、交通秩序維持のための優良運転者育成等の交通事故防止活動を実施しております。

項目4の28年度の決算状況については、下線を引いています当期正味財産増減額は2,786万1千円の増加となっております。

これは、人件費等の縮減や会員の拡大に努めるなど、平成26年度から継続的に断行している財政再建計画に基づいた財政基盤の健全化に着実に取り組んだ結果によるものです。

項目5の問題点及び懸案事項については、運転免許更新者の減少等の影響により経常収益が前年度より減少していることが挙げられます。

こうした課題については、項目6の対策及び処理状況に記載したとおり、今後、会費収入の増加に取り組むとともに、職員の確保を図るよう、県警察として必要な助言を行っていくこととしています。

佐藤生活安全企画課長 生活安全企画課が所管する公益財団法人大分県防犯協会の経営状況等について御報告します。

文教警察委員会説明資料の8ページをお開

き願います。

項目2にありますとおり、同団体への県の出資額は200万円で、県出資比率は7%です。

人的支援の状況ですが、大分県防犯協会への県職員の業務支援はありません。

項目3の事業内容ですが、同団体は、防犯思想の普及及び高揚並びに犯罪の防止、少年非行の防止及び青少年の健全育成等の活動を実施しております。

次に、項目4の財務状況ですが当期正味財産額は26万4千円増加し、正味財産期末残高は3,442万円となっております。

ただし、経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額は114万5千円減少しております。

減少の主な要因は、自転車販売台数が前年度に比べて減ったため、同団体の主要事業である自転車防犯登録手数料の収益が大きく減収したことなどです。

最後に、項目5の問題点及び懸案事項、項目6の対策及び処理状況についてであります。

ここ数年、経営状況は安定していますが、賛助会費収入が近年減少傾向にあります。

そのための対策として、同団体ではホームページや広報誌等を活用して団体の活動状況を広く県民に広報して理解を求めるとともに、企業への協力依頼等を行っているところです。

警察本部としましても、引き続き安定した運営と効果的な事業活動について必要な助言を行っていくこととしています。

元吉委員長 以上で説明は終わりました。

質疑、御意見はありませんか。

吉富副委員長 今6ページから8ページまでで、貸借対照表の固定資産というのは何を指すんですかね。県民会議ですと6億2,100万円、交通安全協会だと9億1,600万円が固定資産となっているんですけれども、これは建物か何かを協会が持っているということですか。どういう意味なんですか。

小林組織犯罪対策課長 暴力追放大分県民会議の貸借対照表の固定資産は、先ほど申しま

した基本財産が主であります。これが国債等の優良債権でありまして、この運用収益でなっているということですね。

吉富副委員長 分かりました。

阿部委員 3団体とも大事な団体でありますけれども、私は毎回危機感を持って対処をしてほしいということで、交通安全協会についてです。これは特に申し上げさせていただいているんですが、少子化の問題とか、いろいろ今更言うことはないんですけど、大変な状況にも入っているし、また会員も増えたり減ったりということで、次の年度はもうこの説明にあるように会員も減るだろうという想定もされています。

交通安全協会がやっている交通安全に対する意識啓発というのはものすごく私は大事なものだと思うんですね。そういう流れとともに、これはもう3団体ともそうですが、非常に県下に細かく組織を広げて、ずっとそれぞれが役割を担ってやっておる。

そういう状況の中で、交通安全協会でも、財源の問題というのはいつも出てくると思うんですけど、例えば、免許更新のときに、これは強制じゃありませんよと言う。これは全国共通なんでしょうけど、やはり免許証を取得したときには、また更新時にはそういうところで一緒になって、交通安全意識啓発に取り組んでくださいということで、もう少し強い口調と言いますか、もう少し何かお願いをするべきじゃないかなと。

どちらでもいい、自由と言われれば、じゃあ入らんわというようなことも往々にあるので、私自身は個人的には、免許証を持っている人は全員入りなさいというぐらいの気持ちはあるんですが、そういうのをできない状況であれば、もう少し強くお願いをすべきじゃないかなと思いますが、そこのところはどうでしょうか、余り明快な答えを求めているわけじゃないんですけどね。

渡邊交通部長 交通安全協会は任意の加入ということになると思いますので、強制的に加入をさせるというのはやはり困難であります。

けれど、交通安全協会の活動をやはり理解していただくというのが非常に大事と思っております。先日の会議のときに警察と交通安全協会が協力をして、交通安全協会の活動等の重要性も一般の人に知ってもらうように努めていかなければならないということで、意思統一は図っています。免許更新の窓口では、協会で非常にいろいろ検討をしまして、会費を納入していただく、会員になっていただくためにいろいろ工夫をしていると聞いております。そして、そのかいもあって、去年は会費納入率と言いますか、会員の加入率が上がっております。このような状況で、また来年、再来年と上げていくように、協会にまた努力していただきたいと思っています。

阿部委員 直接説明を求めればそうなるんでしょうけど、やはり現実として会員になるときに、例えば、無事故無違反だった方々は、その年数が来たら、各出先の署で、違反があれば免許センターで免許証を更新する。

免許センターで加入していただく方と意識はものすごく違うと思うんですよね。やはり交通安全協会というのは県民全てで取り組んでいる協会ですよというのをもう少し、それも協会側に言うことですが、やっぱりそのところの意識を高めていかないと、俗に言えば、交通違反で捕まっているのを頭に來たと、頭に來たと言うのが悪いんだけど、そういうようなことで、こんなものに入るかというような、えてしてイコールで結ばれる傾向も多少耳にするものですから。

そうじゃなくて、全体で取り組んでいるところを、これは協会がすることなんですけど、警察も一緒になって、やはり警察署の取締り業務とここは別ですよというのを明確にしていかないと、一般の人たちは一緒に考えていますからね。それを明確にすれば多少会員に入る率はずっと上がると思いますので、これは協会にも言いますが、交通部も一緒になってやってください。よろしくお願いします。

吉富副委員長 暴力団の件でちょっと教えて

ほしいんですけども、今県内に暴力団という組織がどこに幾つあって、大体構成員がどのくらいいるのかという、もしあれば教えてほしいことと、気になるのが、山口組から分裂した神戸山口組、それからまた分裂した任侠山口組、この神戸山口組と任侠山口組ですか、何かこの前ピストルによる殺人事件が起こったように新聞等で見たんですけども、この大分県の中で、もし暴力団組織があると思えば、どのような関わりが、どちらの組織として関わっているのかというのがもし分かれば教えてほしいんですけど。

高山刑事部長 まず県下の暴力団情勢でございますけれども、今県下に16団体、構成員等を含めて約200名と警察が把握しているところでございます。この16団体のうち13団体が6代目山口組、昔からの組に属しておると。3団体が今副委員長が言われた一昨年8月に分裂したところの神戸山口組、この組が3団体であります。この3団体の神戸山口組、これがその後また任侠団体という形で、また内部で分裂したという動きが今年入っておりますけれども、この動きを含めて、今うちの方は、この3団体についての情勢の把握をしているところでありますけれども、表立ってそっちの方に分かれるという動きまではまだ把握できておりません。県下にこういう分裂の及ぼす影響というところはどうかということでもありますけれども、現在のところ、同じ山口組の13団体と神戸山口組の3団体ということでありまして、この間で何か大きな動きうんぬんというところの情報をまだ把握しているところではございません。

ただ、この山口組の分裂、それから最近の殺人事件も踏まえてですけども、同じような動きが大分県の周り、福岡、また宮崎でも昨年発生しております。この波及というところで、いついかなるところで大分県下でというようなこともございますので、しっかり情報収集、警戒ということは今も強化をしているところでございます。

吉富副委員長 私が別府出身なものですから、

子どもの頃から石井組というのがありまして、別に個人的に仲よくしていませんけど、いて当たり前のような感じの中で育った経緯がありますからあれなんですけど、今やはりこの委員会の中で各警察署を視察させていただいたときに、やはり日田、それと中津、こういうところが県境ということで、やはり暴力団と、あと薬の密売とかいろんな部分でのやりとり、流れ込みとかに大変気を使っているという話があったものですから、そういうものも含めて、より一層県民の安全・安心というところを含めて今後とも頑張っていたいただければと思います。

藤田委員 暴力追放大分県民会議の出資金が4億6千万円あって、交通安全協会がゼロ円で、なぜなのかなと考えていたんですが、この事業の6番目に暴力団事務所の使用差止め請求の代理訴訟を行うという事業が入っていますよね。これのためにやっぱり県としても応分の負担をしていると推察できるんですけども、最近この暴力団事務所の使用差止め請求の代理訴訟の状況がどうなのかということと、実際に代理をした場合の訴訟費用というのは全部こちらの団体で見てくれるものなのかということをお尋ねしたいと思います。

小林組織犯罪対策課長 まず事務所の使用差止めの代理訴訟の費用の関係ですけども、これは県から予備費として平成25年に500万円準備金としていただいております。ただ、これは実際、そういう訴訟があったときに、やはり地域住民が委託者ということになりますけれども、そちらにやっぱり請求するという流れになるようであります。平成25年にこの制度が設けられたんですけども、県内では適用事例は今のところありません。県内に事務所が数か所ありますけれども、元になるのがやはり住人の強い希望というのが前提になりますので、今のところそういった意見が余り上がってきていないというのが実情であります。

藤田委員 この事業は平成25年からということ、まだ4年ですね。ということだと、

4億6千万円も出資金が、どういう経緯で出ているのか、もし事情を御存じでしたらお教えいただきたいんですけども、分からなければまた後ほどでも結構です。

高山刑事部長 正確な資料を持ち合わせていませんので、自分の知識で言おうと思いましたが、間違ったら申し訳ございませんので、後日また直接御説明したいと思います。恐れ入ります。

元吉委員長 ほかに御質疑等もないので、③と④の報告をまとめてお願いします。

江熊生活安全部長 それでは、大分県迷惑行為防止条例案に関する県民意見募集について御報告します。文教警察委員会説明資料の9ページを御覧ください。

県警では、現在、大分県迷惑行為防止条例に規定する下着等の盗撮行為や嫌がらせ行為等について、社会情勢や住民意識の変化等に伴い一部改正を検討していることから、改正案について、県民意見募集の手続を行っております。

改正箇所は改正概要3のとおり、大きく分けて3点です。

まず(1)の卑わいな行為の禁止関係ですが、現行条例の規定では、下着等を盗撮する目的でスカート内にカメラを向けたり、トイレなどにカメラを仕掛けたりしても、実際に下着等の画像が記録されていない限り、盗撮行為として処罰できません。しかしながら、下着等の盗撮目的でカメラを向ける、あるいは設置する行為は既に盗撮行為に及んでいる行為であり、しかも、被害者にとっては羞恥心や不安を覚える行為にほかなりません。こうした事案に対処するため、下着等を盗撮する目的で写真機等を向ける、設置する行為を規制します。

また、現行条例では、盗撮等が規制されている場所等は不特定多数の者が利用する公共の場所、公共の乗り物及び公衆が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態にいる場所に限定されており、会社の事務所や学校の教室、タクシーや貸切りバスなどでの盗撮行為は規

制されていません。

現実にこうした場所での盗撮も発生しており、これら事案にも的確に対応するため、盗撮行為が規制される場所等に、特定かつ多数の者が利用するような場所・乗り物も追加します。

次に、(2) 嫌がらせ行為の禁止関係です。

ストーカー規制法で規制するつきまとい行為等の行為を、条例では、恋愛感情のもつれ以外で行った場合に規制の対象にしています。

平成29年1月3日に改正ストーカー規制法が施行され、規制行為として新たに住居等の付近をみだりにうろつく行為やSNS利用のメッセージ送信等が追加されました。これら対象行為は、昨今の嫌がらせ行為の実態に即して追加されたもので、恋愛感情のもつれ以外の嫌がらせ行為としても十分起こりえます。そこで、条例についても、これらを規制の対象とするものです。

最後に、(3) 罰則関係です。

第10条の嫌がらせ行為の禁止について、現行条例では、常習の罰則がありません。嫌がらせ行為は、その性質上、常習性を有する場合があることから、凶悪事件等への発展や再発を防止するため、常習者に対しては、より重い懲役・罰金を科すものです。

以上が改正概要です。

県民意見の募集期間については、先週の9月12日から始め、来月10月11日までの1か月間です。

募集締切り後、県民から寄せられた意見を考慮して条例改正を進めるとともに、御意見とそれに対する県の考え方等を整理して公表します。

以上で、条例改正に伴う県民意見の募集手続について、説明を終わります。

原田警備部長 ただ今から、平成29年7月九州北部豪雨に伴う警察措置について御報告させていただきますが、その前に、17日に発生いたしました台風第18号について、概略を説明させていただきます。

お手元に大分県が作成しました平成29年

台風第18号に係る災害の状況について並びに本県警察が作成しました台風第18号に伴う被害状況と警察措置についてという資料を先に御覧ください。

なお、本県警察資料の最終ページ、警察施設被害が記載されています。この中で床上浸水の二つ目に臼杵津久見警察署南都留駐在所並びに床下浸水としまして臼杵津久見警察署佐志生駐在所が記載されておりますが、発生当初はこのような情報でございましたが、総合調査をし、いずれも軽微でございますので、削除をお願いしたいと思います。以上が訂正です。

まず、今回の台風第18号は御案内のとおり津久見市、臼杵市、佐伯市など県南部を中心に広範囲に被害が及んでおります。

特に、床下、床上等の浸水、道路冠水等の被害がひどく、津久見市は中心部や千怒川、この全域にわたって浸水被害、並びに臼杵市におきましては臼杵川の河口等で浸水被害、更に佐伯市は鶴見地区、海崎駅周辺等で浸水の被害がっております。これらは、これまでにないような情勢でございます。

台風の災害に際しまして、県警では500名体制で県下の被害情報の収集を始め、被災地における避難誘導、安全確認、被災者の救出・救助、行方不明者の捜索、交通整理等の応急対策に従事したところであります。豊後大野市において17日に男性1名が行方不明になっておりまして、現在でも発見されておられません。県警では、航空隊、機動隊、九州管区機動隊、豊後大野警察署員を投入するなどして、豊後大野市や消防署と連携の上、捜索活動に従事しているところであります。届出を17日の午後7時半に受けました。それから22時まで20名くらいで付近を探しましたが発見されておられません。現場は水田から土砂の崩落が起きており、川に続いている状況です。

それ以降は、18日には84名体制、19日は178名体制で、最初は土砂崩れ現場の土砂除去、それから市万田川の捜索、二日目

には市万田川から沈墮の滝までの捜索を実施しております。なお、本日は140名体制で沈墮の滝から犬飼大橋までを捜索する予定で進めているところでございます。状況によりまして、大分県警へり、大分県防災航空隊へりを運用して上空からの捜索も図っているところではございますが、まだ大野川の濁りが取れておりません。水位も完全には低下しておりませんので、今後も継続していくということでございます。

このほか、警察の資料の2ページ下の方でございますが、救出・救助事案を掲載させていただきました。発生当初から2ページの4の警察措置(4)救出救助等事案でございます。このように4件の救出救助をしておりますが、特にアの県警機動隊、これは佐伯インターの出口が冠水してそれから進めないということでございましたが、発災前から一部の部隊を佐伯署に派遣しております、その部隊は海崎に入ることができたということ、それから次のページの右上に載っておりますが、上戸次において浸水して救助を求める家族3世帯6名を救出したというような活動しております。

続きまして、県の資料に基づいて御説明いたします。

まず、今人命のことについて申しましたが、行方不明者1名、軽傷者が5名でございます。それから住家の被害でございますが、まだ調査を進めている段階でございます。今後、大きく増えることが予想されますが、現在、全壊1棟、半壊1棟、一部破損が8棟、床上浸水726棟、床下浸水612棟などで、合わせて1,348棟となっております。災害救助法、被災者生活再建支援法につきましては、津久見市と佐伯市に適用されることになっております。

2の孤立集落につきましては、現在、津久見市四浦の一部の35世帯56人となっておりますが、徒歩で行き来が可能ということでございます。

また、避難者につきましては、今3か所の

避難所で13世帯19人の方が避難されております。

次のページをお開きください。

ライフラインの被害につきましては、停電は全て解消されましたが、通信につきましては一部の地域で不通となっております。

水道施設につきましては、津久見市の主要な上下水道区域内で大規模な断水が起っておりますほか、保戸島、四浦地区の一部並びに佐伯市の本匠小半地区、弥生尺間地区などで断水ということでありまして。

道路損壊につきましては、県管理、市町村管理を含めまして被害が225件あります。そのうち全面通行止めが66件となっております。河川被害が19件、土砂被害が16件となっております。

また、社会インフラでございますが、現在JR日豊本線及び豊肥本線の被害につきまして、JR九州が詳細な状況を調査しているところでございますが、複数の箇所では線路沿いの擁壁や盛土の一部崩落、線路上への土砂、流木の流入が発生しており、こちらに書いておりますとおり、臼杵一延岡間並びに阿蘇一中判田間の復旧にはかなりの時間を要するとされております。

また、不通区間においては御案内のとおり代行バスが運行されております。

次に、農林水産の被害でございますが、水稻の倒伏、水田の冠水が各地で確認されておりました。また、大分市のニラなど、ハウス内への浸水による作物被害や、佐伯市などでシイタケ乾燥機の浸水による施設被害、沿岸部では漁港内への漂着物被害が生じております。

また、沿岸部では、宇佐市の長洲漁港の港内でゴミが漂着し漁船が出港しにくいという状況となっております。

また、商工業関係につきましては、津久見市、佐伯市、臼杵市で多数の店舗等が浸水被害に遭ったと報告があります。特に津久見市中心部、中央町、高洲町、宮本町では200社近くの事業所内に50センチから120セ

ンチの泥水が流入しております。

教育関係につきましては、津久見市内を中心に、校舎、グラウンド、給食施設などに浸水被害が出ております。

今回の台風被害は、津久見市、佐伯市、臼杵市で記録的な豪雨となったことから発生したものでございまして、当初に申し上げましたとおり、多くの地域で浸水や道路冠水が発生しております。このため、警察の活動におきましても初動期に車両での活動が不能となり各種通報に対する現場臨場や情報収集活動、さらには部隊の投入などができない状態となりました。本台風災害につきまして、教訓事項を検討しておりますが、例えば、床の高い車両の導入とか、ゴムボートの整備などの課題につきまして、今後検討してまいりたいと思っております。

以上で台風第18号の被害状況の説明を終わらせていただきます。

続きまして、文教警察委員会説明資料の10ページを御覧ください。

平成29年7月九州北部豪雨に伴う警察措置について、まとめたものでございます。

それでは、その内容についてパワーポイントを作成しました。なお、お手元にもパワーポイントと同じ内容の資料をお配りしております。

今回の九州北部豪雨の概要についてまず説明します。1ページには、豪雨の状況を記載しております。

7月5日、日田市では同じ場所に積乱雲が次々と発生し巨大化するバックビルディング型形成による線状降水帯が作り出され、大分・福岡県境の東西30キロ、南北15キロの区域に局地的集中豪雨が発生いたしました。

午後7時55分には大分県下で初となる大雨特別警報が県下全域に発令されたところです。

2ページには、日田市三本松及び中津市耶馬溪町の雨量を表示しております。

日田市では、午後3時30分頃から午後8時30分頃までの6時間、1時間40ミリを

超える豪雨が連続しました。この日の3時間雨量は186ミリ、更に24時間雨量、48時間雨量とも観測史上第1位を記録しております。

3ページを御覧ください。九州内の被害状況をまとめております。大分県では3名の方が亡くなりましたが、福岡県では34名の方が亡くなり、いまだ4名の方が行方不明であります。

被害については、御覧のように住宅の床上・床下浸水、山崖崩れは、福岡県よりも多くなっています。

4ページを御覧ください。避難者の状況です。日田市、中津市を中心に、県下で1,137世帯2,277名の方が避難していましたが、本年8月31日にすべての避難所が閉鎖され避難所はなくなりました。

5ページでございます。それでは、大分県警察災害警備本部体制の確立と災害警備活動について説明いたします。

大分県警察では、警報の発令と同時に災害警備連絡室を設置し、被害予測の拡大に伴い警備体制を順次格上げし、最大時1,500名に及ぶ甲号災害警備本部を設置し災害警備に当たりました。なお、警察本部長は、大分県災害対策本部では副本部長を担っております。

2には、主な災害警備活動を記載しております。今回の豪雨災害では、情報収集、救出・救助、避難誘導、所在不明者の安否確認のほか、避難所支援、犯罪抑止警戒等による生活安全活動を行っております。

6ページでございます。現地で活動した部隊及び部隊数を記載しています。本災害警備に延べ4,375名を運用しました。

この中に、指揮支援班、先行情報班を編制しておりますが、昨年の熊本地震を教訓として、警察署長の指揮を支援する指揮支援班、情報収集のため被害状況を迅速に把握する先行情報班を編制し、運用しているものです。

10日までにすべての所在不明者の確認ができ、孤立世帯が全て解消されたことから、1

1日から体制を縮小しました。

次の7ページでございます。警察の警備活動により、救出・救助した方の人数を記載しています。大変人数が多くなっておりますが、警察が救出・救助した方は、危険な状況からの救出、孤立集落からのヘリ輸送、更に御案内のとおり小野川に大規模崩落が発生しまして、ダム湖化により危険な状況と判断された下流域に居住されていた方の避難誘導や救出・救助を合わせて243名行っています。

特に、発災当初の危険な状況からの救出事例として、3点記載させていただきました。

事例1と事例2は、東有田地区の避難できない独居の高齢女性（82歳）や大肥地区の自宅に取り残された高齢者女性（68歳）を、日田署員が濁流化した道路を背負って救助した事案でございます。

事例1は流木や土砂が混在して歩くにままならず、事例2につきましては道路の水位が膝まで達し、流れも速く、流木もあり大変危険な状況でした。

事例3は、巡回中に孤立化した上宮町において自宅内で意識が混濁した御夫婦2人を発見し、担架に乗せ、小川を超えたりしまして救出しました。

恐らく、停電のため家屋の中で発電機を焚いていたということで、一酸化炭素中毒が原因だろうと思われまます。

続いて8ページでございます。

現地での災害警備活動の主な事項について説明いたします。

まず、最優先で行ったことは、安否未確認者の安否確認です。今回の災害で発災直後に110番、119番通報された方で、当時増水したことや道路損壊等で警察官が現場に到達できなかった方、それから各地に住む御家族などから連絡がとれない等と通報のあった方114件200名に対して、本県の広域緊急援助隊員、機動隊員、日田署員が徒歩及びヘリを活用した現地調査によって安否確認を行っております。

また、次のページでございますが、電気や

電話、携帯電話の通信インフラが全て途絶え、完全に孤立した集落に対して、ヘリによる機動隊員の降下により衛星携帯電話9台を届けました。中には、涙を流して受け取る男性もいたそうです。

10ページは、小野川の大規模山腹崩壊現場の状況です。

高さ約300メートル、幅約200メートルにわたって崩落しております。発災2日目に、この崩落は日田市小野地区においていろんな災害警備活動を行っている最中に発生したことから、3名の方が巻き込まれまして、御案内のとおり消防団員1名の方が殉職するという痛ましい状況でございました。この写真上部に少し見えますが、ダム湖が出現したことから、下流域の住民を避難させるとともに、国道212号等で交通規制を行いました。

12ページは、鳥取県の広域緊急援助隊が先ほどの現場で立入禁止規制を行っているところです。

13ページは、佐賀県警察広域緊急援助隊により行方不明者を捜索していましたが、御遺体を発見いたしました。その方を搬送している状況ですが、現地は土砂で覆われております。しかし、ここは元々水田でございまして、河川の氾濫により土砂で覆われているという状況です。

次の14ページは、鹿児島県警察広域緊急援助隊により被害家屋を、被災された方や取り残された方がいないか1軒1軒確認しております。

15ページ、通信部機動通信隊による災害警備活動の撮影とモバイルを活用した画像送信状況です。この活動により、警察本部においても、リアルタイムで災害の状況と警備活動の状況が把握でき、的確な指揮を行うことができます。

16ページは、避難所支援部隊あやめの避難所訪問活動の状況でございます。悩みや相談事から要望などを数多く聴取しましたが、やはり行政に対する要望や苦情が多く見受けられたと聞いております。

孤立集落が解消されて避難指示・勧告区域が縮小していくにつれ、空き巣等の二次被害を心配する声が多数寄せられています。

また、安倍晋三内閣総理大臣の避難所訪問時にこのあやめ部隊で活動していた隊員は、総理から激励の言葉をいただき感動しておりました。

17ページは、犯罪抑止特別部隊セキレイの活動でございます。

警察本部と日田警察署のパトカー3台6名を専門部隊として、孤立集落の多い大鶴、鶴河内、小野地区に投入して警戒警備活動を行いました。左は訪問、右下は立入禁止区域への進入防止という任を負っております。

なお、部隊の運用中、被災地域における犯罪の届出はありません。

ちなみに、あやめは日田市の花、セキレイは日田市の鳥からネーミングしております。

18ページは、要人の被災地視察に伴う警護活動です。先ほどの安倍晋三内閣総理大臣など8名の警護対象者の警護警備を行いました。

最後に今後の課題について、2点説明いたします。

第1に孤立地域の安否確認の問題です。今回はライフラインの崩壊により、全く連絡が取れない地域が発生いたしました。このような場合の対策を事前に今後検討し、いざというときに部隊が動ける仕組みが必要であると思います。

第2には、所在未確認者の対応についてです。所在未確認者の判断については、各機関での判断基準、また、情報を受けたところで確度が違うように思いました。やはり我々警察としては六何の原則で聞くとか、通報人は誰だ、行方不明者は誰だとか詳しく聞くんですが、慣れていないと中が落ちると。そうなると、例えば名前だけしかないと非常に困難を極めます。こういう場合、聴取事項等を統一する、意思統一する必要があるように思っております。

そのほか、部隊運用については、基本的に

は自衛隊、消防、警察等各機関が地域割りで配置していますが、今回のように狭い地域が被災した場合は、部隊の任務別だとか得意とすることを考慮した合同運用や重複運用等を図るべきではないかと考えております。

元吉委員長 以上で説明は終わりましたが、質疑、御意見はありませんか。

森委員 今回の台風災害におきましては、朝地町で行方不明者が発生し、その当初から県警の皆様、特に豊後大野警察署の署員の皆様、昨日からは県警機動隊、また管区機動隊の皆様に捜索活動を、本当に条件の悪い、足場の悪い中でやっていただいております。本当にありがとうございます。

私どもも地域の消防団員としても、発災当日は所管する自分たちの消防団の活動もしていたんですけども、行方不明となったということで、18日朝から消防団員として私も昨日まで2日間捜索に当たり、また、本日も先ほどお話にあったように、沈墮の滝から下流側に機動隊など県警の皆様にも大変お世話になっているところであります。

昨日、上流側の捜索で発見されればいいなという願いが皆さんにもあったんですけども、残念ながら発見されなかったということで、先ほど土木建築委員会でもお願いをしたんですけども、河川、港湾の関係者の方々にも、この件について配慮を是非お願いしたいと。ふだんの見回りプラスそういったことも気にかけていただきたいということでお願いしたところであります。私どもにとりましても非常に大切な方でした。豊後大野の猟友会の会長でもある方でありまして、何とか家族の皆さんのために発見したいという思いで我々消防団も頑張ってきたところです。実は、本日が一応3日間の捜索のめどと聞いておるんですけども、発見されるまで、我々消防団としても全力を尽くしてまいりたいと考えておるということでありますので、今後とも発見に至るまでの御協力を是非お願いしたいということです。どうぞよろしく願いいたします。

元吉委員長 先ほどの件につきましては、是非よろしくお願ひしたいと思います。ほかにございませんか。

小林組織犯罪対策課長 暴力追放大分県民会議に県が多額の出資を行っている経緯について、つけ加えさせていただきます。

当団体は平成3年8月に設立されたんですけれども、その設立当時、大分県の総合計画で犯罪からの防衛というものが掲げられました。その中で、暴力追放大分県民会議の設立など県民総ぐるみでの暴力団排除の推進ということが盛り込まれました。

そこで、県が多額の出資ということになったわけですが、4億6,500万円の中で、県の純粋な支出が2億円、残る2億6,500万円は一般の方から一旦県が寄附という形で受け入れて、それから出資をしたとなっております。

いずれにしても、こういった設立当時、そういった排除活動が非常に盛んであったということで、県から出資をいただいたということでございます。

堤委員外議員 9ページの迷惑行為防止条例は議案説明のときにもちょっと疑問点の話をしたんですけども、結局、本人がそういう盗撮の意思がないと言った場合でも、相手が盗撮したじゃないかと、現場には2人以外ないわけだから、そうやって警察に連れて行かれると。証拠がないわけですよ、下着を撮っているという証拠もなければ何もないわけだから。そうした場合、どういう判断が入ってくるのかなと。痴漢えん罪なんかの問題もかなりありますからね。そういうときにはかなり、これを使う場合にはかなり厳しい内容と言うか、そういうのをしないとなかなか難しいんじゃないかなと思うんですけども、そこら辺何か分かれば少しだけ教えていただければ。

江熊生活安全部長 今、議員がおっしゃったのは、1対1で「私はやっていません」、1人は「いや、確かに見られました」みたいなことになった場合は、警察としてはもちろん

被害者の意見で捜査活動を行っていくわけですが、これが本当に例えば、裁判において有罪となるためには、ほかに何らかの客観的な証拠が当然必要になってまいります。警察としましては、周りにある例えば、防犯カメラとか、目撃者とか、そういうのをしっかり捜査しまして、被害者だけの供述でそれを犯人とするというのはなかなか厳しいんじゃないかと思ひます。

堤委員外議員 具体的には今からでしょうかね、またちょっと追い追いと。

元吉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 ほかに御質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、何かなければこれで閉じたいと思ひます。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 別にないようですので、これをもちまして警察本部関係の審査を終わります。執行部はお疲れさまでした。

ここで暫時休憩します。午後2時40分から再開いたします。

午後2時28分休憩

午後2時43分再開

元吉委員長 それでは、委員会を再開したいと思います。

これより教育委員会関係の審査に入ります。また、本日は委員外議員として木付議員、堤議員に出席いただいております。よろしくお願ひします。

まず、付託案件の審査を行います。

第80号議案平成29年度大分県一般会計補正予算（第4号）のうち、教育委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

工藤教育長 委員の皆様には大変お疲れのところ、教育関係の議案の審議をよろしくお願ひいたします。

今日は、議案が2件、諸般の報告がちょっと多いんですけれども6件をお願ひいたします。そのうち、冒頭に台風第18号の被害状況について、御説明申し上げたいと思ひます。

どうぞよろしく願いいたします。

森崎教育財務課長 議案書の1ページをお開きください。

第80号議案平成29年度大分県一般会計補正予算(第4号)の教育委員会所管分について、御説明します。

説明は、別にお手元に配付しております文教警察委員会説明資料でいたしますので、その1ページをお開きください。

表の一番下、2重線で囲んでおりますが、教育委員会の補正予算額は右から2列目の欄にございますとおり713万3千円の増額です。

先般の九州北部豪雨災害で被災した文化財の復旧に要する経費及び県立スポーツ施設の実施設計に要する経費を補正するものでございます。

この結果、補正後の予算総額は、その右側にありますように1,141億2,862万2千円となります。

個別事業の説明については、次のページの平成29年度一般会計9月補正予算案の概要で説明いたしますので、そちらを御覧ください。

まず、1番、文化財保存事業費補助事業200万円の増額です。

これは、被災した国選定重要文化的景観である小鹿田焼の里の復旧を行う日田市に対し、国庫補助に上乘せして助成するものであります。

次に、2番、県立スポーツ施設建設事業513万3千円の増額です。

これは、大分市横尾の大分スポーツ公園内に建設中の県立スポーツ施設に、利用者の利便性向上や災害等緊急時に障がい者の安全確保につながる屋外スロープ、高低差約6メートルぐらいですが、この設置が可能かどうか技術的側面等から検討してきましたけれども、設置可能との結論に至りましたことから、整備のための実施設計を行うものです。

元吉委員長 以上で説明は終わりました。

質疑、御意見はございませんか。

鴛海委員 スポーツ施設の関係ですけれども、設置が可能かどうかということで、これは当初からそういう計画がなかったのでしょうか、それが1点。

私も途中からなので分からないんですけど、このスポーツ施設の完成時期がいつなのか、その2点をお願いします。

山上屋内スポーツ施設建設推進室長 当初から計画になかったかということに関しましては、これはプロポーザル方式の一番初めの段階ではエレベーターの設置ということで、バリアフリー上の基準を満たしておりました。その後、実施設計に移った後に、やはり障がい者の車椅子利用で地震等の災害時に降りられないと、やはり安心して利用できないということで、その時点から検討を進めてまいりましたが、高低差が6メートルということで、どれぐらいの角度がいいとか、いろんな専門家の御意見も伺いながら、今年度に入りまして設置が120メートルの長さになりますけど可能だということになりましたので、今回出させていただいております。

それから、もう1点。完成時期につきましては、平成31年の4月を予定しております。

元吉委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

元吉委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、決定いたしました。

次に、第86号議案工事請負契約の締結について、執行部の説明を求めます。

森崎教育財務課長 議案書の36ページをお開きください。

工事請負契約の締結について御説明します。予定価格が5億円以上の工事請負契約でありますので、議決をお願いするものでございます。

県立海洋科学高校の実習船、新大分丸は、

平成12年に建造されており、現在建造から17年が経過し、老朽化しているため、新たな実習船を香川県とともに建造するものでございます。

昨年、大分県と香川県とで協定を締結し、両県で1隻の実習船を建造し、共同で運航することとしております。建造の実施主体は大分県となっており、また、建造に係る経費の負担割合につきましては、各県2分の1としております。

工事の概要ですが、船型は二層甲板船、船質は鋼製、船の寸法は、長さ約56メートル、幅約10.1メートル、深さ約6.4メートル、主機関は単動4サイクルディーゼル機関1,471キロワット以上、総トン数は約650トン、速力は12.5ノット以上となっております。

契約の方法は一般競争入札で、契約金額は21億1,680万円です。

工期は契約締結の日の翌日から平成31年3月15日までとなっております。

契約の相手方は、宮城県石巻市にあります株式会社ヤマニシでございます。

元吉委員長 以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

堤委員外議員 これは一般競争入札で、宮城県の会社が落札したんだろうけども、大分県内の入札者というのはいたのか。20億円以上だから、これは全世界、WTOの関係になるのかな。そこら辺も含めて。

森崎教育財務課長 WTO案件でございまして、複数社が入札があったんですけども、その中でこの宮城県のヤマニシさんが落札したということでございます。その中に大分県の業者もおりました。

木村委員外議員 船の名前ですけど、これはどのようにして決めるんですか。

姫野高校教育課長 現在、まだ香川県と協議中でございますが、大きな方向性といたしましては、両県の共同連携にふさわしい名前ということで、公募をかけながら両方で決めていきたいと考えているところでございます。

元吉委員長 ちなみに12.5ノットしか出ないんですか。

森崎教育財務課長 前回の船もそうだったんですけど、12.5ノットということで、今回も同じでございます。

馬場委員 これができた後の乗組員の方とか船長とか、そういう構成とかいうのはこれからの検討になるんですか。

姫野高校教育課長 現在、共同運航準備委員会を設置して、その辺につきましても今検討中ということで、これからの話でございます。

元吉委員長 ほかになければ、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

元吉委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

まず、今回の台風の被害状況の報告をお願いします。

能見教育改革・企画課長 台風第18号に関する教育関係の被害状況について御説明します。

説明資料の3ページをお開きください。

まず、2の1、児童生徒等の人的被害につきましては、被害はありませんでした。

次に2の学校、施設、文化財等の被害状況について、主なものを御説明します。

まず、学校施設では43件の被害が発生しております。先ほど警察本部から全体の被害状況説明があったかと思えます。その説明資料では昨日時点の数字が上がっておりますけれども、従前から雨漏りをしているなど、今回の台風による被害かどうかを精査した結果、本日時点では43件となっております。

内訳は4ページから6ページにございますけれども、主なものとして、小学校では、津久見市立堅徳小学校や青江小学校において、床上浸水やグラウンドに泥土が堆積する被害

が発生しております。

中学校では、臼杵市立南中学校や津久見市立第一中学校において、床上浸水の被害が発生しております。

高等学校では、津久見高校の特別教室棟や機械科実習棟、体育館などにおいて、床上浸水や泥土堆積等の被害が発生しております。お手元に被害状況の写真を配付しておりますので御参照いただければと思います。

学校給食施設では、津久見市の共同調理場や津久見市立聖徳小学校、青江小学校及び第二中学校の調理場において、それぞれ床上浸水の被害が発生しております。

次に、社会教育施設では22件の被害が発生しております。内訳は7ページから8ページにございますけれども、主なものとして、社会教育施設では津久見市立図書館において、床上浸水の被害が発生しておりますが、図書には被害はありません。体育施設では佐伯市の池船グラウンドゴルフ場に土砂が流入する被害が発生しております。

文化財では12件の被害が発生しております。内訳は9ページにございますけれども、国指定文化財では日出町の旧成清家日出別邸でしっくいの一部剥落がありました。

国登録文化財では大分市の帆足家分家住宅で北側の壁の剥落が確認されております。

県指定文化財では臼杵城跡ののり面が3か所崩落するといった被害が発生しております。

続いて、3ページの3学校・施設の休校等の状況でございますけれども、昨日19日に臨時休校にした学校は6校で、内訳としては津久見市の小学校が3校、中学校が2校、県立津久見高校の1校でございます。また、終業時間を繰り上げた学校は3校で、津久見市の小学校2校と中学校1校でした。

本日20日に臨時休校にした学校は2校で津久見市の小学校2校でございます。終業時間を繰り上げた学校は2校で、津久見市の小学校、中学校それぞれ1校に加えまして、資料に反映できておらず申し訳ありませんが、津久見高校でも終業時間を13時に繰り上げ

たと聞いております。始業時間を繰り下げた学校は、佐伯鶴城高校と佐伯豊南高校の2校です。これは、JR線の不通の影響を受けたものです。JR九州には昨日から不通区間で代行バスを運行していただいておりますが、始業時間に間に合わない生徒が出るなど、若干の混乱が見られることから、JR九州に対応を要請してまいりたいと考えております。

なお、資料にはございませんけれども、避難所となった学校は小学校49校、中学校9校、県立学校3校の合計61校で、避難者数が最も多かったのは17日の245名でした。避難所は18日のうちに全て閉鎖されており、現在、避難者の受入れはありません。

最後に、3のその他被害としては、屋内スポーツ施設から大分銀行ドームにつながる地下通路から水が流れ込み、エレベーター4基が動かなくなる被害が発生しております。現在建設中の屋内スポーツ施設につきましては、工事の遅れにつながる被害はありません。

引き続き被害状況の把握と復旧・復興への支援に努めてまいります。

元吉委員長 説明は終わりましたが、質疑等はございませんか。

吉富副委員長 来年、国民文化祭等も控えております。やはり各18市町村が地域ごとに、大茶会という形でいろいろなことをするようになっていくわけですが、特に県外、国外から来られる方々にとってみれば、やはりこの文化財とか、そういうものに大変興味がある方が多いんじゃないかと思っております。是非とも各市町村とも連携を密にして、この文化財等の復旧とか補修には一段の力を注いでいただければと思いますので、これは要望ですけれども、よろしく願いいたします。

佐藤文化課長 ありがとうございます。文化財の復旧に関しまして、市町村との連携、それから国指定のもの等については国との連携等をしっかり取りながら復旧・復興に取り組んでまいりたいと思っております。ありがとうございます。

森委員 今の少し関係があるんですけども、今回の台風で昭和4年に造られた石橋のアーチ部だけ残して流失したところが三重町の白山地域でございます。これは市の文化財には指定されていないんですけども、近代遺産という評価は高いということで、復旧をしていかなきゃならない中で、技術的な石橋に関する復旧の指導なり、その辺に関しては文化財としての復旧という意味でも是非御助言いただければと思います。

もう1件、今回の台風被害で行方不明の方が1人出ております。御本人のお孫さんが今小学校、中学校、高校へ通っておられます。非常に子どもたちを気にかけていた方であるし、子どもたちの心の影響というのは非常に大きいと思いますので、その辺の配慮を是非お願いしたいと思います。

佐藤文化課長 石橋の件ですが、轟橋になるかと思えます。半分から上の部分が流されたりしております。指定文化財ではありませんが、復旧等について、国やそういう有識者の意見等もお聞きしながら市町村への支援をしてまいりたいと考えております。

宗岡学校安全・安心支援課長 委員からございました行方不明の方には、お孫さんがおられるということで、関係の学校と関係市町村には緊急の心のケアをいつでもするので、1週間、10日たっても連絡してほしいということをお早連絡しておりますので、よろしくお願ひします。

堤委員外議員 学校関係の被害が43件。グラウンドの泥土の堆積というのはかなりひどいよね、実際見てみたけれども。運動会と体育祭を5月にしたところはいいけど、9月、10月にするところは、それまで復旧ができるのかなと思うんですけども、泥土は大体どれぐらいの期間、スパンで復旧させるように考えているんでしょうか。

森崎教育財務課長 県立高校では津久見高校にかなり泥土が入っています。それから、佐伯鶴城高校にもグラウンドに泥土が入ったりしております。こちらの方としてもやはり、

業者から見積りも取るんですけども、それから設計をして泥土の除去という形になりますので、やっぱり最低3か月はかかるのかなという気はしております。できるだけ早急にはやりたいと思っておりますけれども、そういうことが一般には言えるかなとは思っています。

堤委員外議員 最長で3か月。

森崎教育財務課長 そうですね、やっぱり3か月ぐらいかかるということでございます。特に、管理棟とか校舎の中に入ったものについては、泥土をどけた後に消毒をしなければいけません。また、場合によっては床が浮き上がっている場合もありますので、そういう場合は床を外して、そして新しい床を張り替えるという作業も発生しますので、やはり時間がかかるという感じはします。

堤委員外議員 運動会に影響はないの、小学校とか中学校。

森崎教育財務課長 学校行事の関係は、今後やっぱり学校と調整しながらやっていかないとイケないかなとは思っています。やはりその間、使えないということになりますので、その辺はちょっとまた今後とも学校と調整したいと思ひます。

馬場委員 県警からいただいた資料で全壊が1件で半壊が1件と、一部破損が8件とかいう形になっているんですけど、先ほど森委員からもありましたけど、おじいちゃんが亡くなられている子どもさんもいらっしゃいますし、家が全壊したとか、それから床上浸水がかなり急激に来ているので、それを経験した子どもたちもいるのかなと思ひますので、これからだと思ひますけど、ケアを本当によろしくお願ひしたいなというのが一つ。

日豊線が不通になった影響というのは、高校生の通学に結構大きな影響が出るのかな。バスで輸送というのは報道で知ったんですけど、まだ直後で、JRに要望もされていると思うんですけども、どんな状況に今の段階はなっているんですか。

姫野高校教育課長 今おっしゃっていただい

たように、正式には昨日から始まっているんですけど、子どもたちへの周知の関係で、本日から利用という子どもが多かったようです。バスの台数、その時間には行っているんですけど、バスに乗れなかったという子どもたちがかなりの数おりまして、学校によっては、津久見高校は200名近い生徒がそういった状況にあるというところで、引き続き連携して対応を考えていきたいと思っています。短期的には、学校も校時を変更しながら対応していきたいということはおっしゃっています。

宗岡学校安全・安心支援課長 繰り返しになるかもしれませんが、心のケアですが、今回発災してすぐに、津久見市、臼杵市、佐伯市、それから関係する県立の校長に緊急のカウンセラーの派遣要請、それから子どもの見守りをしっかり行っていただくということをお願いして、こちらとしてはいつでも派遣できる体制を現在整えているところでございます。

元吉委員長 なければ、次に次第の②と③を一括してお願いします。

森崎教育財務課長 お手元の資料、大分県長期総合計画の実施状況についてを御覧ください。

目標達成度の評価方法等については、既に警察本部から説明していますので、省略させていただきます。

別冊の5ページをお開きください。

表の左から2列目、政策欄の1、生涯にわたる力と意欲を高める「教育県大分」の創造のうち(1)から(4)及び(7)と、2の芸術文化による創造県おおいの推進のうち(3)と、3のスポーツの振興のうち(1)及び(2)の合わせて八つが教育委員会主管の施策です。

これらのうち主な指標の達成状況を御説明いたします。

飛びますが、140ページを御覧ください。

ページ中ほどのII目標指標の一番左、指標欄を御覧ください。

まず、学力向上に関しまして、指標iの児

童生徒の学力(知識・技能、全国平均以上の児童生徒の割合)ですが、表の中ほど、28年度の欄にありますとおり、小学校の達成度は98.4%、中学校は94.8%となっています。

また、指標iiの児童生徒の学力(思考力・判断力・表現力等、全国平均以上の児童生徒の割合)の達成度は、小学校は92%、中学校は101.7%となっています。

児童生徒の学力については、特に中学校の学力向上対策が課題であることから、全ての教科等で組織的な授業改善を図るための新大分スタンダードの徹底、教科担任が1年、2年、3年と学年を貫いて教科を受け持つタテ持ちなど学校規模に応じた教科指導力向上の仕組みの構築、生徒による授業評価を活用した生徒とともに創る授業の推進を柱とする「中学校学力向上対策三つの提言」の実現に向けた取組を強化し、子どもたちの学力向上を図っているところです。

また、本年度から「中学校学力向上対策三つの提言」を推進する重点校を8校指定し、学力向上支援教員等を手厚く配置することにより、推進重点校の学力はもとより、周辺の学校にも着実にこれらの取組を広めていくこととしています。

こうした取組により、後ほど詳しく報告させていただきますが、本年度の全国学力・学習状況調査において、中学校では初めて平均正答率が全国平均を超え、九州トップとなります。徐々に成果が現れているところであります。引き続き課題を見定め、組織的な取組により一層の授業改善を進め、子どもたちの学力向上を推進してまいります。

次に、体力向上に関しまして、同じ140ページのII目標指標のiii児童生徒の体力(総合評価C以上の児童生徒の割合)を御覧ください。小学校の達成度は104.6%、中学校は105.5%となっています。体育専科教員の活用や一校一実践の取組が定着したことにより、28年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の体力合計点による全国順位

は、小・中学校のいずれも過去最高を記録しました。

体力については着実に向上していますが、運動する子どもとそうでない子どもの二極化が課題となっておりますので、引き続き全ての子どもたちが運動の喜びや楽しさを実感でき、運動習慣の定着が図られる取組を進めるとともに、子どもたちの健康課題の解決にも取り組んでまいります。

次に、146ページをお開きください。

Ⅱ目標指標のi不登校児童生徒の出現率ですが、達成度は97.6%となっています。

不登校については、様々な要因が複雑に絡み合っているため、原因特定が困難で、一度不登校になってしまうとなかなか学校復帰につながってこない状況があります。そこで、「あったかハート1・2・3」運動による不登校の兆候の早期発見、早期対応の徹底に加え、地域不登校防止推進教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を中心とした組織的な未然防止体制の整備を図るなど、不登校を出さないための取組を進めているところです。

また、本年度は県教育支援センター、ポランの広場にアウトリーチ（訪問）型の相談や学習支援を行う教育相談員4名と児童生徒支援員2名を配置するなど、その機能を強化し、不登校児童生徒の早期の学校復帰を支援する取組を行っております。さらに、爽風館高校における大学生を活用した補充学習教室や、青少年の家における市町村教育支援センターと連携した合同宿泊体験活動等にも取り組んでいます。

今後も、全ての子どもたちにとって魅力ある学校づくりを推進するなど、不登校出現率の低減に向けた未然防止対策の充実を図ってまいります。

能見教育改革・企画課長 続きまして、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について御説明いたします。

点検・評価結果報告書は別冊でお配りしておりますが、本日はその概要版で御説明しま

す。本日お配りした説明資料の10ページをお開きください。

1の点検・評価の趣旨・実施方法にありますように、この点検・評価は、地教行法の規定等に基づき、教育長計の項目・指標をベースとして、学識経験者の御意見もいただきながら施策のフォローアップを行い、その結果を今後の教育行政に反映するために実施するものです。今回は「教育県大分」創造プラン2016初年度の点検・評価となります。

次に、2教育長計に設定した目標指標の達成状況について、県長計と同じ4区分の評価基準で見ますと、資料中ほどに記載のとおり、指標総数64のうち「達成」以下、順に38、14、5、7となっております。

このうち県長計に盛り込んだ重点指標については、資料下段に記載のとおり、指標総数24のうち「達成」以下、順に17、6、0、1でございます、「著しく不十分」となったのは小学校不登校児童の出現率でございます。

次に、11ページをお開きください。点検・評価を行うに当たっては、プラン2016に掲げた21の施策ごとに進行管理表を作成しております。その進行管理表を基に、今後、重点的に取り組む必要のある事項を主な課題と対応方針として10項目で整理したものです。

まず、(1)「芯の通った学校組織」を基盤とした教育水準の向上では、芯の通った学校組織の取組の継続・徹底と質の向上が求められることから、本年度から3年計画の大分県版「チーム学校」実現プランを踏まえて、学校マネジメントの深化を図っていくこととしております。

次に、(2)確かな学力の育成では、県長計の実施状況に係る報告にもございましたけれども、中学校の授業改善に課題があることを踏まえ、「中学校学力向上対策三つの提言」に基づく取組を進めるとともに、高等学校においても組織的な授業改善を推進してまいります。

(3) 健康・体力づくりの推進では、体力向上対策と併せ、特に肥満傾向児の出現率が高い、虫歯本数が多いといった子ども健康課題を踏まえ、食生活・生活習慣の改善と運動習慣の定着、フッ化物洗口の実施校拡充を図っていくこととしております。

(4) 特別支援教育の充実では、第3次となる特別支援教育推進計画を策定し、教育環境の整備を含め特別支援教育の質の向上を、

(5) グローバル人材の育成では、小・中・高校を通じた英語教育改革が急務となっている状況を踏まえ、グローバル人材育成推進プラン等の検証・改善を含め英語教育の一層の改善を図ってまいります。

12ページの(6)不登校対策等の充実・強化では、目標指標に係る説明でも触れましたように、特に小学校において不登校児童が増加傾向にある状況も踏まえ、引き続きチーム学校による組織的な対応を進めるとともに、地域不登校防止推進教員やスクールカウンセラーを活用した小中連携による不登校対策を展開してまいります。

(7) 教職員の意識改革と資質能力の向上では、教職員の大量退職・大量採用時代を迎える中、教員養成大学との連携等により「教育県大分」を担う優秀な人材を確保する取組、また、国の動向も注視しつつ、学校における働き方改革に係る取組を推進することとしております。

(8) の社会教育分野では、「協育」を支える人材の発掘・育成を、(9) の文化分野では、日本遺産の認定促進など文化財の保存・管理と積極的な活用を、また、スポーツ分野では、指導者の養成・確保、資質の向上、優れたジュニア選手の発掘と小中高一貫指導体制の構築を進めてまいります。

最後に(10)ですが、真に選ばれる地域の高等学校づくりなど、引き続き人づくり、地域づくりの両面から地方創生に資する取組を推進してまいります。

今回の点検・評価結果、そして本日いただく御意見を踏まえ、しっかりと今後の教育行

政を進めていきたいと考えております。

元吉委員長 以上で説明は終わりましたが、質疑等はございませんか。

木付委員外議員 この実施状況ですが、今140ページについて御説明がありました。II目標指標のii、中学校の生徒の学力(思考力・判断力・表現力等、全国平均以上の児童生徒の割合)なのですが、これは達成度が101%になっていますよね。1%というのは目標を達成したということなのですが、中身を見てみると53.9%、逆に4割以上の人が目標には行っていない、そういう目標なんだと思いますが、この53という目標値をどうやって決めるんですか。妥当なんですかね。

能見教育改革・企画課長 今般の県長計、教育長計の学力に係る指標につきましては、最終目標年度であります36年度に向けまして、小学校では基準年度の時点における全国5位程度、中学校では全国10位程度を目指して学力向上を図っていくという目標を掲げまして、そこに向けて基準年度から右肩上がりで刻んでいくような目標を設定しております。したがって、その基準年度比でいきますと、28年度では、その実績値が目標値を上回ったということになりますけれども、まだ中学校の学力につきましては、今回初めて全国平均を上回ったということでございますけれども、昨年度ではそこまで至っておりませんし、安定して右肩上がりの状況が作れている状況ではございませんので、引き続き最終年度の目標値を目指して取組を進めていきたいと思っております。

堤委員外議員 小学校の英語の関係ですよ。この教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価結果報告書に載っているんだけど、学校の先生に研修をしてもらうと、当然英語ですからね。そういう中で、今でも多忙と言われている中で、新たに英語教育のための研修となると、非常に大変な状況になってくると思うんですよ。専門家に言わせると、小学校3年とか4年ぐらいで英語教育はやっぱり早過ぎるという方もおられますしね。

そういう点で、先生に対する英語教育は今の業務に支障がないようにどういう形でやっていくんだらうなというのが非常に心配なだけでなく、そこら辺どうですか。

米持義務教育課長 英語教育について御説明いたします。

御案内のとおり、3月31日に学習指導要領が告示されまして、2年間の移行の後、小学校3、4年生で初めて1時間外国語活動、5、6年生で現行外国語活動が1時間行われておりますが、プラス1時間で2時間外国語科ということで始まるようになっております。

その準備として、来年度、再来年度2年間をかけまして、移行措置期間と申しまして、15時間程度3、4年生で外国語活動しよう。5、6年生は現行の35に15時間加えて50時間しようということになっております。実は、今の5、6年生が入る改定の際には、移行期間はやってもやらなくてもいいということで、移行の間に先生方の研修等を行ってまいりました。今回は、5、6年生の外国語活動がもう既に実施されているという実績を踏まえまして、3、4年生においてもそれが実施可能だろうということで、移行期間で15時間、全ての学校で実施するということになっております。それで、教科書が今のところございませんが、国がきちんと材料を用意して、全ての学校に配分することになっております。そしてまた、それに加えて動画、授業の中で使えるようなものとか、あるいはそういうものを配られるようになっておりますので、大方全ての先生がそういうものを使いながらできる状況はあると思っております。

しかし一方で、私は50半ばですけど、なかなか自分が今英語の授業をしると言われても不安が多いところもありますし、世間もそういう見方をしておりますので、安心するために外国人ALT等を一応市町村が取り組もうとしておりますし、また、義務教育課といたしましても、必要な材料を提供しながら安心して進めていけるようにしようと思っております。

そのための研修の機会は一定程度用意しようと思っておりますし、また、学校内でも研修しやすいように、出張して県に出てこなくてもいいような形が配備できたらなど今検討しているところでございます。

堤委員外議員 今言った資料を後でちょうだい。15時間とかものすごく大変だけども、お願いします。

森委員 評価結果報告書で言えば21ページ、基本目標が安全・安心な教育環境の確保ということで、防災教育についてここでは触れられているんですけども、先月末と先週ですか、北朝鮮からのミサイルが発射されてJアラートが鳴ったということで、その場合の学校現場における対応とか、学校現場に対する県教委からの指示なり、現在の段階でどのような形で行っているのかお願いします。

宗岡学校安全・安心支援課長 非常に苦慮しているところでありまして、文科省から指示、あるいは国のJアラートに対する指示では建物の中に入ると。そして、身を低く、つまり爆風から身を守るということで、うちから2回学校現場に通知を出させてもらいました。内容をいろいろ考えたんですけども、国の言われているJアラートに対する対応ということを出して、身を守るということで、建物の中に入る、窓のところに近づかないというような内容の通知を2度出しました。

森委員 実際、学校現場で、そういった際に子どもたちがどう行動するとか、そういった訓練は行われているんでしょうか。

宗岡学校安全・安心支援課長 従前の避難訓練——例えば、地震であれば机の下に入り込むとか、あるいは消防について今やっているものではもう駄目だと、実際の災害に応じた実動的な避難訓練をしてほしいということで、平成25年からそういったモデル校の指定をして、学校でしっかりと訓練をするよう話をってきておりますので、実際の災害に応じた訓練の実施をしているところであります。

なお、大分市の大在小学校でJアラートの関係で避難訓練をしたことがあります。

森委員 学校の中、また登校中なり、今回も朝7時とか、その前には朝6時ぐらいだったということもありますし、私も小学校に子どもを2人通わせています。学校でも、その保護者に対する文書というのは出していただいているんですけども、家庭でも、その内容に沿って子どもたちというような文言もあります。学校で実際、子どもたちが身を守る行動というのを取っていない。

もう2回Jアラートが北海道、東北の方で鳴ったということなので、子どもたち、我々もそうですけど、国民の命を守るという部分では、それは学校の部分でしょうけど、やっぱり教育現場におられる先生方が子どもたちの命を守るという意味で、学校の設備の問題とか、そういった訓練の課題とかがあると思うんですけども、今後、こういった防災教育の中でも、そういった部分をソフトの面では教えていって、ハードの面でも必要なものの整備をしなければならないんじゃないかとは思っているんですけど、その辺りはどうでしょうか。

宗岡学校安全・安心支援課長 ソフト面から言いますと、今避難マニュアルの改定作業をしております。その中にしっかりと盛り込んでいきたいと思っておりますし、学校にいる間については、学校の責任としては登下校の部分もございまして、子どもが登下校中にJアラートが鳴ったときにはどうしても地域住民の方の御協力も要りますので、家に逃げ込むとか、そういった地域も含めた避難の在り方というのもしっかりと示していきたいと思っております。

元吉委員長 それではほかに御質疑等もないので、④の報告をお願いします。

井上体育保健課長 教育委員会が所管する公社等外郭団体の経営状況等を御報告いたします。

教育委員会で所管する団体のうち、大分県公社等外郭団体に関する指導指針に基づき報告する団体は2団体です。

それらについて別冊の水色の資料、県出資

法人等の経営状況報告概要書により説明します。

28ページをお開きください。

公益財団法人分県体育協会についてです。

項目2を御覧ください。県は、資本金等の総額1,395万8千円の14.3%に当たる200万円を出資しております。

次に項目3の事業内容ですが、主なものとして国民体育大会・九州ブロック大会等の各種スポーツ大会及び競技力の向上に対する助成、指導者の資質向上等を図る事業、スポーツを通じて児童・青少年の健全育成を図るための各種大会の開催、スポーツに関する指導体制等の拡充、スポーツ選手の育成・強化等に関する事業等を行っております。

次に項目4の平成28年度の決算状況ですが、経常収益2億7,199万1千円に對しまして、経常費用2億7,252万7千円となっております。

貸借対照表につきましては、資産3,607万8千円に對しまして負債132万9千円で、正味財産は3,474万9千円でございます。

次に項目5の問題点及び懸案事項ですが、県からの負担金が経常収益の8割を超え、安定的な自主財源が少ない中で、多くの事業の遂行に当たり、経費の削減に努めていますが、赤字の解消に向けては、自主財源の確保が必要な状況でございます。

項目6の対策及び処理状況ですが、財政基盤の確立に向け、企業等への訪問やホームページ等の広報を通じて、企業・個人に対する賛助会員の拡大に努めます。また、事業の遂行に組織的に取り組めるよう、県としても協力を行ってまいります。

森崎教育財務課長 47ページをお開きください。

公益財団法人分県奨学会の経営状況について御説明いたします。

項目2を御覧ください。県は、資本金等の総額20億3,417万3千円の23.4%に当たる4億7,591万1千円を出資して

おります。

項目3の事業内容ですが、高校生や大学生に対して奨学金の貸与を行っており、平成28年度実績として、高等学校等奨学金については一般奨学金、通学費等奨学金、入学支度金を合わせて、延べ2,452人に対し6億556万9千円、大学奨学金については、259人に対し1億4,551万4千円、合計延べ2,711人に対し、7億5,108万3千円を貸与しております。

次に項目4の28年度決算状況ですが、正味財産増減計算書の下から2行目の正味財産期末残高は41億5,243万8千円であり、当期の正味財産増減額は1,428万円の増となっております。

正味財産が増加した理由は、保有有価証券の時価が上昇したことにより基本財産の評価額が増加したことが主なものでございます。

項目5の問題点及び懸案事項につきましては、奨学金の返還時期を迎える者の増に伴う滞納者の増加等により、返還額ベースによる返還率は80%を下回る現状にあります。

このことから、将来の奨学金事業の財源確保と法人経営の安定化のため、返還金の確実な回収が課題となっております。

項目6の対策及び処理状況といたしましては、平成21年度から債権管理に精通した債権回収に専ら従事する職員を配置し、裁判所に対する支払督促申立て等による積極的な債権回収に取り組んでおります。また、本年度から、卒業等により新たに貸与が終了する者に対して、返還誓約書作成と同時に口座引落手続用紙を提出してもらうことにより、滞納の発生防止を図っているところであります。

以上で教育委員会所管の県出資法人の経営状況の報告を終わります。

元吉委員長 以上で説明は終わりました。

質疑、御意見はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 なければ一つ。滞納率が24%ぐらいあるんですけど、これは実際、催促してもなかなか納付してもらえないという人た

ちへの対応とか、もう回収不能だとかいうような状況が分かれば教えてもらえないですか。

森崎教育財務課長 手続的には、滞納後20日以内にまず電話催告をします。その後、もう毎月ごと文書で催告をしています。滞納期間が2、3か月ぐらいになりましたら、今度は全員に督促状を送ります。おおむね滞納期間が2年ぐらいになると、内容証明の郵便を送って、その後、支払督促の訴訟を提起するという順番になります。どうしてこんなに増えたかと言いますと、こちらの表の5に書いていますけれども、例えば、平成22年度は返還滞納者数が4,439人だったのが、今はもう1万2千人ということで、返還率は確かに少し下がっているんですけども、70%台の後半ぐらいを79%、75%という形で来ているんですが、やっぱり返還者が多くなった分だけ、それだけ滞納者も多くなっているという状況でございます。

先ほど言いましたように、私どもとしては、うちの中に債権対応を専らする職員を置いたりとか、あるいは口座振替なんかもしています。昨年度までゆうちょ銀行の口座引き落としだけだったんですけども、それを全部の銀行から口座引き落としをできるようにしたりとか、できるだけ返還者の便宜を図りながら、返還しやすい環境を作りたいと思っております。

元吉委員長 ほかに質疑もないようですので、⑤の報告をお願いします。

米持義務教育課長 本日お配りした文教警察委員会説明資料の13ページをお開きください。

本年の全国学力・学習状況調査の結果と今後の取組について御報告します。

まず、資料1を御覧ください。小中とも過去最高と御紹介がありましたが、その結果の概要について御説明します。

資料中ほどの(1)小学校の平均正答率を御覧ください。小学校では、全ての教科区分で全国平均を上回ることができました。

(2)中学校の平均正答率を御覧ください。

中学校は、国語はA（知識）、B（活用）ともに全国平均を上回ることができた一方で、数学はA（知識）、B（活用）ともに全国平均をやや下回っております。

なお、県の平均正答率の数值は、文部科学省の指導により整数値で示しているところです。

（3）のグラフは県と全国の平均正答率の合計の差を経年変化で表しています。小学校は昨年度よりも上昇しプラス4.4ポイント、中学校は初めて全国平均を上回りプラス0.4ポイントとなっております。

右側、資料の14ページを御覧ください。本年度調査の分析と今後の方策について御説明します。

分析のまとめとして、成果と課題に整理しました。成果としましては、小・中学校ともに国語科の授業改善が進んできていることが挙げられます。これは、学力向上支援教員の配置や協議会の実施等により、課題解決的な言語活動——いわゆるアクティブ・ラーニングが浸透してきていることや、知識・技能の定着を図る取組が広く行われるようになったことが要因と考えております。

一方、小・中学校ともに、知識より活用に課題が見られます。特に中学校数学B（活用）において、記述式調査問題の正答率が低いなどの課題があり、国語科のようにアクティブ・ラーニングを通した力の定着が求められます。

今後の方策として、一つ目は、小・中学校に共通して、新大分スタンダードに基づく授業の質の向上を図ります。後ほど見ていただければと思いますが、新大分スタンダードについては資料3で説明しております。具体的には、成果が出ていない学校に対して、習熟度別指導や個に応じた指導を徹底いたします。

二つ目は、「中学校学力向上対策三つの提言」の取組の更なる強化です。教科指導力の向上等を掲げた三つの提言、これも資料3に説明してありますが、これもますます推進を図ってまいります。

三つ目に、数学指導力強化巡回指導による中学校の数学科指導の徹底を図ります。当課の数学担当指導主事が全中学校・全数学教員を対象に巡回指導を実施しております。今1回目の途中でございます。8月31日現在で65校、138人を各学校で指導しています。

資料4で見られる子どもたちの意欲の向上を、更に高めることを目指して引き続き学力向上対策を推進してまいります。

元吉委員長 以上で説明は終わりましたが、質疑等はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 なければ、⑥の報告をお願いします。

法華津教育人事課長 資料17ページをお開きください。

去る9月15日に求償権に係る住民訴訟について、最高裁判決がありましたので報告します。

まず、本件の概要及び当事者についてであります。お手元の資料の1及び2に記載のとおりです。

次に、これまでの経過についてであります。

資料の3にありますとおり、平成27年3月の大分地裁（第一審）判決では、③にあるとおり元教育審議監ら関係者に対して、県が求償権の行使を怠っているので請求せよとの判決がありました。しかしながら、平成27年10月の福岡高裁（第二審）の判決では、資料の4にありますとおり原告であるおおいた市民オンブズマンらの請求を全て退け、県が勝訴したところです。

右側の18ページの資料を御覧ください。資料の5が9月15日の最高裁判決の内容であります。

まず、（1）判決の結果は、「原判決（第二審判決）を破棄し、福岡高裁へ差し戻す」というものであります。

次に、（2）最高裁判所の判断は「（元教育審議監の）退職金返納額に相当する部分について求償権を行使しないことが違法な怠る

事実に当たらないとした原審（福岡高裁）の判断には、判決に影響を及ぼす明らかな法令違反がある」というものでした。

また、（３）理由としては、①本件不正は、悪質なものであり、その結果も重大であった、②求償すべき金額から退職手当返納額を当然に控除することはできない、③本件返納の実現が確実でなかった等の抽象的な事情のみから直ちに、求償権の行使は制限されない、というものでした。

また、（４）差戻し後の審理については、不正が行われるに至った経緯などに照らし、求償権の行使が制限されるべきであるといえるか否か等について更に審議を尽くすよう判示されたところであります。

今後の対応につきましては、判決内容を十分に精査した上で、福岡高裁において、県としての考え方を主張してまいりたいと考えております。

元吉委員長 何か質疑はございますか。

馬場委員 １８ページの差戻し審の審理ということで、この採用試験において不正が行われるに至った経緯、このこともこれから福岡高裁で審理されるということになるんですか。

法華津教育人事課長 まだ具体的にどういった審理が行われるのかというのは明確にはなっておりませんが、県としての考え方を主張してまいる考えでおります。

堤委員外議員 この求償権の請求は、元教育審議監が２、６４５万円を退職金と相殺しているということで、これについて、もし仮に福岡高裁で求償権の返還が確定した場合、当然、元教育審議監に請求しますよね。ただ、元教育審議監がもし仮にそういうのが払えない場合はどうなるの。

法華津教育人事課長 まだちょっとそこは仮定の話で……

堤委員外議員 仮定やけん、仮定の場合。払えるなら払えばいいんだけど、払えない場合には当然仮に５年なら５年で時効と言うか、議案で処理するやん。（「不納欠損」と言う者あり）うん、そういう形。そういうのでな

るわけ。普通の流れでいい、普通の場合の話。

法華津教育人事課長 普通の流れであれば、訴訟等も提起した上で請求の放棄を行っていくということになります。

堤委員外議員 駄目な場合には落とすということやろう。

法華津教育人事課長 そのときはまた、放棄の議案を出すということになると思います。

堤委員外議員 分かりました。流れは分かりました。

元吉委員長 ほかに御質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 別のないようですので、これをもちまして教育委員会関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

〔教育委員会、委員外議員退室〕

元吉委員長 それでは、内部協議を行います。

まず、閉会中の所管事務調査の件について、お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中の継続調査をいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

元吉委員長 御異議がありませんので、所定の手続を取ることにいたします。

次に、九州北部豪雨の対応などで延期した県外所管事務調査について、事務局から説明させます。

〔事務局説明〕

元吉委員長 ただ今説明させたとおり、年明けに実施する方向で後日、日程調整をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

最後に、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 別のないようですので、これで委員会を終わります。お疲れさまでした。